平成２６年（フ）第２０８号
徳島県徳島市南沖洲４丁目４番97号、旧住所徳島県徳島市南沖洲２丁目４番10号
債務者　廣瀬　佳代
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１８号
徳島県徳島市論田町本浦中61番地の１　川渕マンション103、旧住所徳島県徳島市応神町古川字戎子野113番地
債務者　尾﨑　　舞（旧姓宮谷）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
愛媛県四国中央市妻鳥町７番地１
債務者　三宅　忠志
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第８５号
愛媛県四国中央市妻鳥町７番地１、前住所愛媛県四国中央市妻鳥町52番地３
債務者　三宅　安政
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１１１号
愛媛県西条市飯岡1241番地12、前住所愛媛県西条市福武甲632番地５
債務者　伊藤　悦子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第２８９号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目4321番地８松本荘205号
債務者　中渡瀬　茜
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
鹿児島県いちき串木野市別府3910番地１
債務者　中尾　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第８６号
福島県郡山市島１丁目14番21号　グローリーＢ棟102号
債務者　橋本　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
福島県郡山市図景２丁目６番９号　ヤマトハイツ502号
債務者　木村　祐司
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
福島県郡山市図景２丁目６番９号　ヤマトハイツ502号
債務者　木村　文子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
兵庫県洲本市由良１丁目１番13号
債務者　川田　美穂
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０３号
長崎県佐世保市有福町1524番地36、前住所鹿児島県薩摩川内市中福良町2565番地６
債務者　川尻　辰也
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
長崎県佐世保市有福町1524番地36、前住所鹿児島県薩摩川内市中福良町2565番地６
債務者　川尻　陽子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
広島県福山市神辺町大字川南438番地３
債務者　園生麻里子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第４４４号
熊本市北区楠４丁目３番２―210号　楠団地２Ｃ―７
債務者　野口　幸弘
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３７２号
名古屋市熱田区沢上１丁目６番４号　エクセルかざおか303号
債務者　横山　亮太
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８５号
愛知県弥富市稲元１丁目47番地
債務者　山口　　保
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部